別表第五号の四　特定高周波数無線局の開設の認定の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の8において準用する第20条の2(第4項を除く。)、第20条の3、第20条の3の2関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定高周波数無線局の開設の認定承継申請書(届出書)

年　　月　　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したので、同法第27条の20の5において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1)

記

1　申請(届出)者(注2)

住所	都道府県―市区町村コード
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定(注3)

①　認定の番号	
②　認定の年月日	
③　認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称	
④　認定の有効期間	

3　電波法第27条の20の3第3項第2号に規定する価額競争の参加者の資格(注1)(注4)

①　価額競争実施指針の告示	
②　①に定める価額競争実施指針の参加者の資格の有無	□　有　□　無

4　各手続に係る個別事項(注1)(注5)

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

②　合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③　合併又は分割の理由

④　認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

①　譲受人が事業を譲り受ける年月日

②　事業の譲受けの理由

③　認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

5　添付書類(注1)

(1)　電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

□認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2)　電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

□合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

□株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継する法人の定款案

(3)　電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し

□譲受人が法人であるときは、その定款

□譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6　申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　該当する□にレ印を付けること。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請(届出)者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2)　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ　法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部(法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部)を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ　法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3)　代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合において、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定を受けた年月日を記載すること。

(3)　③の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

(4)　④の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4　3の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、承継に係る認定特定高周波数無線局開設者の価額競争実施指針の告示番号を記載すること。

(2)　②の欄は、①に記載した価額競争実施指針の参加者の資格の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、価額競争実施指針の参加者の資格の有の欄に記載した場合は、併せて価額競争実施指針の参加者の資格を有する事実を証する書面を添付すること。

5　該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6　申請に対する処分に係る書類の送付を希望する場合は、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

7　申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。